

宗教学人寶光寺「鹿光墓苑」使用規程

- 第1条 本墓苑は愛玩動物（ペット）の墳墓以外には使用できません。
- 第2条 使用希望者は本墓苑所定の使用申込書に必要事項を記入し提出して下さい。
- 第3条 使用希望者は別に定められた使用料及び管理料を納入してください。使用料及び管理料を納入されたときに使用権を得（以下使用権利者という）、使用許可書が交付されます。
- 第4条 原則として完成墓地をご利用いただきます。本墓苑には、整備、管理上指定石材店を定めています。埋葬等の作業もその指定石材店が担当します。
- 第5条 墓碑等は、本墓苑所定のものとなります。鉢植えの植木や草花を置くことはできません。また、供物を上げたままにすることもできません。必ずお持ち帰りください。
- 第6条 使用許可書の記載事項（名義、住所等）に変更があった時には速やかに届出事項変更届を提出して下さい。なお、使用権の承継は親族間のみ可能です。
- 第7条 毎年7月を年度始めとし、管理料は次年度1年分（7月～翌年6月まで）を納入して下さい。7月前の契約については月精算となります。
- 第8条 管理料を2年分以上前納された場合、管理料の改定がなされた時には、前納された管理料と改定後の管理料との差額分を納入して頂きます。
- 第9条 使用許可書を紛失又は汚損した時は、再交付の手続きをして下さい。
- 第10条 次の各項の一つに該当した場合、使用許可を取り消すことがあります。使用許可を取消された場合、既納の使用料及び管理料は返還いたしません。
- 第1項 権利者の死亡後2年を経過して承継するものがないとき
- 第2項 管理料を3年以上納入しないとき
- 第3項 墓地使用者が第1条に反したとき
- 第4項 他の墓苑使用者の迷惑となるような行為をしたとき
- 第5項 本墓苑の承諾を得ずに第三者に譲渡又は転貸したとき
- 第11条 権利者（権利者死亡の場合は承継権利者）が使用権を更新しない場合は、所定の解約用紙に署名押印し使用許可書を返還してください。焼骨のある場合は、権利者の責任において解約時に改葬して下さい。本墓苑の合同墓地に改葬する場合はその旨お届け下さい。なお、既納の使用料及び管理料は返還いたしません。
- 第12条 納骨、または当園僧侶による納骨者個人への法要については、春、秋彼岸、7月、8月お盆、管理事務所休業日には行うことができません。
- 第13条 天変地変等の不可抗力並びに自然動物、および第三者による行為によって生じた墓苑内の被害について、当霊園は一切その責任を負いません。
- 第14条 管理料は時勢により、改定を行います。
- 第15条 前各条に定めのない事項についてはその都度協議します。

附則

令和2年4月1日 改訂